昭和拾年（月報番號第 一九九 號）

No. 160

小作爭議調査表

（昭和十年十月分）

項目	内容
場所	糸島郡前原町大字荻ノ浦 字長谷川
關係人員	地主 田中正太郎 小作人 中泉次郎
地主關係團体	ナシ
原因	地主は小作人に付田四斗丈十三俵宛て耕作せしめ居りたる処小作人は昭和八年来家計不如意に陥り昭和九年度は五俵を滞納し、本年も亦猶減収等を摘し日農に加盟し再び滞納の模様ある為地主は未納米請求並に今後の紛争を防止せしめんとして調停を申請したるに因る。
要求事項	未納小作料請求
經過	十月二十五日前原町役場に於て調停委員会開催、種々斡旋の結果左記條件にて解決せり。
發生	昭和十年十月五日
終熄	昭和〃年〃月二十二日
關係地種類面積	田 五反七畝
小作人關係團体	日農糸島郡聯合会 前原町支部

結果	備考
調停條項 一、納米期日を一月二十五日と定め若し期日迄納入せざる場合は地主は催告状を発し尚十日間経過するも納入せざる場合は地主に於て土地返還を要求するも異議なきこと。若し金銭にて小作料納入の場合は納入当日に於ける飯米の相場価格に依ること。 二、小作人は該田を地主の承諾なく変更又は第三者に譲渡する事を得ず。 三、天災地変の如き不可抗力的場合は地主に対し減額の要求をなすことを得るも刈取（青田）迄に地主に申出双方立会の上決定すること、若し双方に於て協定せざる場合は県の技術員に依り之を裁定し之に対しては双方異議なきこと。 四、前各項違反の場合は地主に於て土地返還の要求を為すも小作人は異議なきこと。 五、地主に於て提起中の訴訟は直ちに取下ぐること。	

財團法人協調會福岡出張所